

八丈町指名業者選定委員会規則

(昭和 39 年 12 月 19 日八丈町規則第 15 号)

(改正 平成 19 年 2 月 14 日八丈町規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 八丈町契約事務規則（昭和 39 年八丈町規則第 14 号）第 38 条の規定に基づき、客観的基準による業者の格付を行い厳正かつ公平に優良業者を選定するため、八丈町指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審査する。

- (1) 請負業者の適格性の判定及び格付に関すること。
- (2) 指名業者の適格性の判定及び選定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副町長を充て、委員には八丈町組織条例（昭和 57 年八丈町条例第 21 号）に規定する課の長並びに主幹、八丈町教育委員会事務局処務規程（昭和 46 年教委規程第 1 号）に規定する課の長、八丈町公営企業組織条例（昭和 52 年八丈町条例第 24 号）に規定する課の長、八丈町消防本部の組織等に関する規則（昭和 48 年八丈町規則第 19 号）に規定する消防長及び次長の職にある者を充てる。
- 3 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時の委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(格付)

第7条 委員会において請負業者の適格性の判定及び格付をしようとする場合は、業種業態別に町長が定める級別格付基準により行うものとする。

(指名)

第8条 委員会において指名業者を選定する場合は、前条の規定による格付に基いて、当該工事の予定価格に応じてこれに対応する等級に属する業者のうちから選定する。ただし、特に必要がある場合は、上位及び下位の等級に属する業者のうちから選定することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

附 則 (平成19年八丈町規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。